



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 扶養控除と生命保険料控除の改正

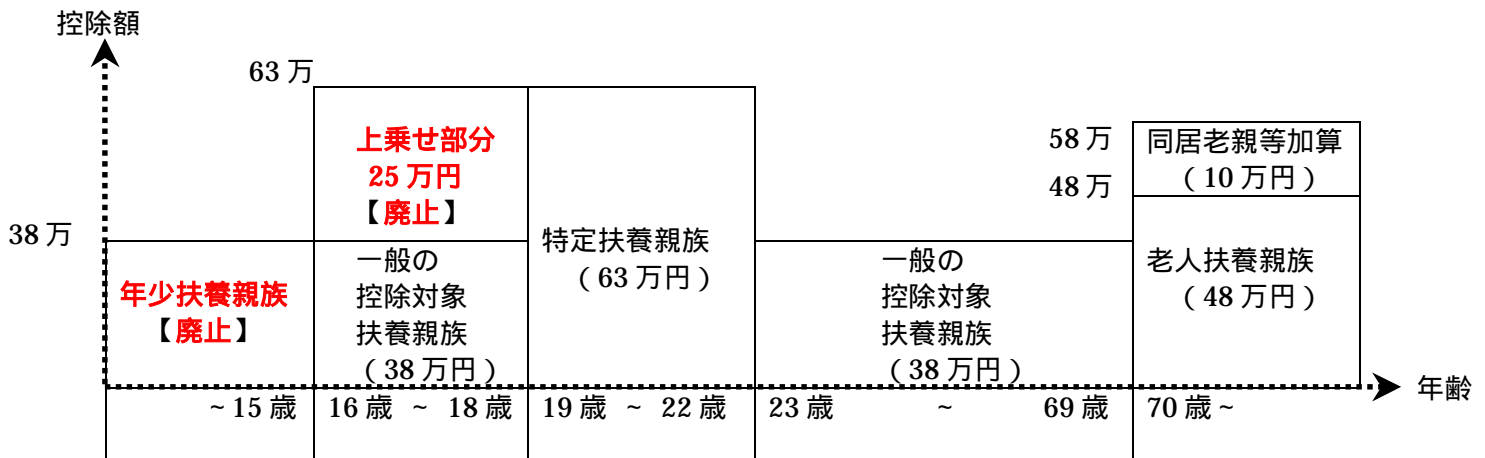
平成23年分の所得税から扶養控除の改正が行われています。

この改正は子ども手当や高校授業料実質無償化などの政策により税制改正されているというものです。

昨今の政治や経済の状況では今後どのようになるか、いまだ不透明です。

なお、生命保険料控除については、平成24年分より介護医療保険料控除が新設されます。

### 1. 扶養控除の概要



### 2. 扶養控除の金額(平成23年から)

年齢に応じて下記のようになっています。

0歳児から16歳未満の扶養親族.....扶養控除は廃止

16歳以上19歳未満の扶養親族.....扶養控除は38万円(上乘せ部分25万円は廃止)

19歳以上23歳未満の扶養親族.....扶養控除は63万円

23歳以上70歳未満の扶養親族.....扶養控除は38万円

70歳以上の別居している扶養親族.....扶養控除は48万円

70歳以上の同居している扶養親族.....扶養控除は58万円

平成24年から16歳以上となる扶養親族の方がいる場合には、給与から徴収する源泉徴収税額が変更となりますので、ご注意ください。

### 3. 生命保険料控除の改正

生命保険料控除についても平成24年分から新たに介護医療保険料控除が新設されます。

この介護医療保険料控除につきましては、平成24年1月以降に契約されたものについて適用されます。

#### (1) 平成23年12月31日以前契約

一般生命保険料控除(上限5万円)

個人年金保険料控除(上限5万円)

以前に契約されたもの

合計で最高10万円控除はそのまま継続

#### (2) 平成24年1月1日以降契約

介護医療保険料控除(上限4万円)

一般生命保険料控除(上限4万円)

個人年金保険料控除(上限4万円)

3区分に分かれる

各区分での控除は4万円に減少

合計で最高12万円の控除になります。

特に介護医療保険料控除については、平成24年1月以降の契約となっていますのでご注意ください。

なお、旧契約と新契約の両方について控除を受ける場合、控除される限度額は最高12万円です。

今回の改正で、結果として2万円の控除枠が増えました。